

第2期智頭町障がい者計画

1 生活支援

障がい者が地域で安心して暮らすためには、障がい者一人ひとりの心身の状態や生活実態を踏まえた適切な生活支援が必要であり、そのためには身近なところで気軽に相談できる環境が必要です。

智頭町福祉課だけでなく町が委託している「相談支援事業所」では、これまで障がい者やその家族からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用支援のみならず、生活全般にわたる必要な情報の提供を関係機関と連携して行ってきました。

それに加えて令和6年4月からは新たに「基幹相談支援センター」を設置し、当事者への相談支援の充実に加え、支援事業者への支援体制や地域づくりの分野の拡充、関係機関との連携体制の強化等々に取り組み、相談支援事業の充実に障がい者への支援を強化しております。

また、令和4年度から智頭町では、介護・障がい・子育て・生活困窮等の分野別に対応していた状況から、それらの分野が連携し包括的に支援を提供する体制として、「重層的支援体制整備事業」を実施しています。これまでならば、8050問題やダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもりのように、複数の課題が複雑に絡み合っている世帯や、どの制度にも当てはまらない狭間のニーズ等、従来の支援体制ではケアしきれなかった事例に対応できるよう相談体制を整備いたしました。

今後の課題としては、第6期までの障がい福祉計画では施設入所者や精神科病院に長期間入院している方などの地域移行を進めるために取り組んできましたが、なかなか達成につながらないのが現状です。実現のためにはグループホーム等の障がい者の住まいを整備するほか、訪問系サービスや日中活動系サービスの充実、障がい者を常時介護している家族等が一時的に休息できる短期入所施設の整備など、障がい者の在宅生活を支援する体制の充実が必要です。

(1) 相談支援体制の充実

①地域における相談支援体制の充実

障がい者又はその家族ができるだけ身近な地域でさまざまな困り事を相談し、必要に応じて障害福祉サービスを円滑に利用できるよう、相談支援体制の充実・強化を図るとともに、制度の周知に努めます。

基幹相談支援センターや委託相談支援事業所を中心として、鳥取県東部圏域の指定相談支援事業所などの関係機関及び地域で活動する身体障がい者相談員・知的障がい者相談員、民生委員・児童委員と連携を図りながら支援の充実に努めます。

②計画相談支援の提供体制の充実

障がい者一人ひとりの心身の状況やサービスの利用意向、生活環境等を踏まえた適切なサービス等利用計画の作成を促進し、必要に応じて適切なサービスを提供できるよう努めます。また、適切なサービス利用計画の作成のために、相談支援事業所や障害福祉サービス提供事業所との連携強化を図ります。

③権利擁護及び虐待防止の推進

知的障がい又は精神障がいにより、判断能力が不十分な障がい者の権利擁護や財産管理を支援するために、成年後見制度や日常生活自立支援事業の適正な利用促進に努めます。地域生活支援事業を活用した成年後見制度法人後見支援事業、成年後見制度普及啓発事業を智頭町社会福祉協議会に委託し、障がい者の権利が守られる環境整備に努めます。

また、「智頭町障がい者虐待防止センター」において障がい者への虐待を防止するために、養護者への指導・助言、虐待防止に関する広報・啓発などに努めます。

④地域の連携とネットワークの強化

鳥取県東部圏域の岩美町・八頭町・智頭町・若桜町の4町の行政、サービス提供事業者及び関係団体等で構成される「鳥取県東部四町障がい者地域生活支援協議会」の運営を通じて、サービス利用における困難事例等の対応や地域課題の解決に向けた協議・検討を行うとともに、地域の支援者間の連携強化を図ります。

(2) 在宅サービス等の充実

①訪問系サービスの充実

個々の障がい者のニーズ及び実態に応じて、在宅の障がい者に対する、居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスの充実を図ります。

また、障がい者の社会参加の機会の確保を促進するため、同行援護、行動援護等、移動支援等のサービスの充実を図るよう努めます。

②日中活動系サービスの充実

障がい者が地域で自立した生活が営むことができるよう、生活介護、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援等の日中活動の場の確保、サービスの充実に努めます。

③地域生活への移行支援

施設入所者、精神科病院へ入院している障がい者が地域で生活するための支援として、地域移行支援、地域定着支援事業の利用を推進し、生活の拠点となるグループホーム等の居住地を関係機関と協力して確保するよう努めます。

また、自立した生活を営むことができるように、身体機能、生活能力の向上のために必要な自立訓練（機能訓練及び生活訓練）の提供、充実を図るよう努めます。

第3章 第2期智頭町障がい者計画

④地域活動支援センターの機能強化

障がい者等の創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図るための機能を持つ地域活動支援センターについて、「サマーハウス」および「鳥取県聴覚障害者協会」に委託し、地域活動支援センターでの創作活動や地域交流、デイケア活動等を行っています。その機能を充実・強化し、障がい者の地域生活を支援します。また、ひきこもり等の障がい者へ社会参加の機会を提供するために、「ほのほの広場」の周知にも力を入れます。

(3) 障がい児支援の充実

①早期発見・早期支援の充実

乳幼児に対する健康診査や発達相談による障がいの早期発見が重要であり、療育・就学への早期支援に繋がります。保健、医療、福祉、教育等と連携し、障がい児の早期発見、障がい児に対する在宅療育に関する相談や援助、障害福祉サービスの情報提供などの早期支援を行う体制の充実に努めます。乳幼児に対する健康診査は、現在受診率が100%に近い水準であるため、今後も高い受診率を維持し障がいの早期発見に寄与します。

また、乳幼児期、学齢期、青年期、成年期などのライフステージに応じて、必要な支援を関係機関が連携し、切れ目のない支援体制の整備に努めます。

②療育支援の充実

障がい児については家族の果たす役割が大きく、家族が障がいについて理解を深め、障がいを受けとめるためのケアが適切な療育に繋がります。保健師による子育て相談や専門相談員によるのびっこ相談等、家族の療育を支援します。在宅での療育による家族の負担を軽減させるため、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童発達支援等の障害児通所支援事業の適切な支援の実施を図ります。

また、智頭町教育委員会等と連携して、保育所から中学校まで継続的に支援する体制を整備し、子どもの自立に向けた支援を行います。

③保育所の環境整備

障がいのある子どもが障がいのない子どもと同じように地域の保育所、幼稚園に通うことができるよう、環境の整備、加配職員の配置等に努めます。

④重層的支援体制整備事業の活用

これまで障がい分野や教育分野単独では拾いきれなかった事例についても、重層的支援体制整備事業により整備した多分野を横断した支援ノウハウを活かし、子ども食堂や学習支援教室、一般社団法人つむぐるなどの様々な他分野の関係機関との連携によりこれまで以上に早期に支援に繋がっていきます。

(4) 重度障がい児者（強度行動障がい児者、医療的ケア児者）の支援強化

重度障がい児者（強度行動障がい児者、医療的ケア児者）が、本人やご家族の希望する形で安心して生活していけるよう国や県の事業を活用し各種取組を実施していきます。

(5) サービスの質の向上

①障害福祉サービス事業所の指導の適正な実施

適正な利用者処遇を実施するため、障害福祉サービス事業所の質の向上及び自立支援給付の適正化を図るため、随時又は定期的に障害福祉サービス事業所に対し、各種法令や通知等について周知し、利用者の満足度の高いサービスの提供を行えるよう指導します。

②サービス提供体制の確保

障がい者が、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等、医療機関、地域などの関係者が連携し、利用者のニーズに対応できる体制の確保に努めます。

(6) 人材の育成・確保

①医療、福祉分野に精通した人材の育成・確保

障害福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の医療、福祉分野の知識を有し、障がいの特性を理解した職員の配置に努めます。また、医療・福祉分野の研修等に参加し、専門的な知識を有した人材の育成に努めます。

②障がい児・者支援に携わる人材の育成・確保

さまざまな特性のある障がい児・者などに適切に対応するため、医療・福祉関係の研修の受講を勧奨し、地域の福祉専門職の人材育成に努めます。

また、強度行動障がいに対しては高度な知識や技術が必要となるため、スーパーバイザー派遣事業を活用します。

第3章 第2期智頭町障がい者計画

(7) 福祉用具の普及及び身体障がい者補助犬の普及啓発

①福祉用具の情報提供

補装具等の福祉用具に関する情報収集を行い、福祉用具が必要な障がい児・者に対して情報提供し、東部圏域の補装具等の給付に係る格差解消に努めます。

②身体障がい者補助犬の情報提供

身体障がい者補助犬の普及啓発に関する情報の提供に努めます。

2 保健・医療

障がいの予防と早期発見・早期治療は、障がい者施策の中でも重要な課題の一つです。障がい者が地域生活を送るために、身近な地域に保健・医療サービス、リハビリテーション等を受けることができる体制の整備が必要となります。

近年は精神障がい者が増加していることから、心の健康に関する相談やカウンセリングなどの機会を確保し、精神疾患の早期発見・早期対応を図る取組が重要です。また、施設入所や精神科病院に入院している精神障がい者の地域移行を推進し、社会復帰、社会参加を促進する取組の充実に努める必要があります。

また、障害者総合支援法の施行により難病患者が障害福祉サービスの対象に加わり、令和6年4月から対象疾患の範囲が341疾患へ拡大される予定であるなど、難病患者に対する支援も拡充されており、難病に関する制度や障害福祉サービスを周知し、適切なサービス利用ができる体制整備が必要となります。

(1) 保健・医療の充実等

①医療体制の充実

症状や状況に応じた治療、障がいの実態にあったリハビリテーション等が身近な地域で適切に受けられるよう、医療機関、訪問看護ステーション等と連携を図り、障がいのある人へ医療面、福祉面での支援を行います。

また、定期的に歯科検診を受けること又は歯科治療を受けることが困難な障がい者に対する歯科疾患の予防等のため、鳥取県東部歯科医師会に鳥取県東部圏域の1市4町で財政補助を行い障害者歯科診療所を整備するなど、障がい者の口腔の健康の保持・増進を図る取組に努めます。

(2) 精神保健・医療の提供等

①精神保健相談・訪問の充実

精神障がいの早期発見・早期治療の促進や社会復帰を支援するため、鳥取県や医療機関、相談支援事業所と連携し、精神保健福祉相談・指導體制の充実に図ります。また、保健師による相談や家庭訪問を実施し、在宅の精神障がい者やその家族への支援に努めます。

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

施設入所や精神科病院に入院している精神障がい者が地域安心して暮らすことができるよう、相談支援事業、地域移行支援、地域定着支援のサービス提供体制の整備、重層的支援体制整備事業を活用した一体的な支援体制の整備に努めます。

第3章 第2期智頭町障がい者計画

③ひきこもりに対する支援の充実

ひきこもりは、さまざまな要因によって社会的参加の場が狭まり、就労や就学等の居宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態です。ひきこもり問題の早期発見・早期対応、継続してひきこもりをしている方に対する支援を保健師や相談支援事業所による家庭訪問、ひきこもりに関する専門的な相談窓口である「とっとりひきこもり生活支援センター」、精神保健福祉センターなどとの連携により、本人やその家族などの相談支援を実施します。

また、ひきこもりがちな精神障がい者等が外へ出るきっかけとしてデイケア「ほのぼの広場」を月に1回実施することで社会参加の機会を増やし、生活の質の向上と当事者同士の交流の場を設けます。

④心の健康づくりの推進

精神疾患や依存症、ひきこもりについての理解や心の健康に対する関心を深めるために、精神保健講演会や相談事業を実施し、正しい知識の普及・啓発を図ります。

また、鳥取県・鳥取市保健所・鳥取県東部圏域の自治体等で共催して自死予防運動を推進し、自死予防の普及啓発を図ります。

(3) 人材の育成・確保

研修会等への参加の促進

心の健康相談等を行う担当職員に対して、研修会や学習会への参加を促進し、職員の資質向上、東部圏域の保健・医療・福祉事業従事者間の連携が図れるよう努めます。

(4) 難病に関する支援

①難病患者等に対する支援の充実

難病患者が安心して地域での自立した生活が送れるよう、県東部福祉保健事務所や医療機関と連携図りながら相談などの支援の充実に努めます。

また、障害者総合支援法の施行により、難病患者も障害福祉サービス等を新たに利用できるようになりました。対象の難病患者に対し、利用できる障害福祉サービス等の周知・広報を行い、適切なサービス提供に努めます。サービス提供の際に、難病に関する医療面の専門的なフォローを保健師が行い、難病の状態に応じた適切な支援を行います。

(5) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

①障がいの早期発見・早期治療・早期療育等の促進

妊産婦健診、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施、周産期医療、小児医療体制の充実を図り、これらの機会の活用によって、疾病や障がい等の早期発見・早期治療・早期療育へ繋げていきます。

②健康の保持・増進

糖尿病等の生活習慣病を予防するとともに、合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導の実施等に取り組みます。

3 安全・安心

障がい者が住み慣れた地域で安全に安心して生活できるよう、災害時に適切な情報が伝わるための環境や避難体制の構築が必要となります。また、メールやファックスによる緊急通報について、障がい者へ周知することも重要です。

併せて、障がい者が消費者トラブルにあわないよう、消費者トラブルについての啓発や消費生活相談窓口の周知が必要となります。

(1) 防災対策等の推進

① 避難体制等の整備

在宅で暮らす障がい者や一人暮らし高齢者等の要支援者が、災害時における支援を地域で受けるために「智頭町避難行動要支援者支援制度」を行っています。要支援者自身の登録申請に基づき、居住地、緊急連絡先、かかりつけ医療機関等の把握を行っているため、今後も制度の普及促進に努めます。

併せて、地域住民が主体となった支え愛マップの作成や防災訓練の実施を通じ、災害時の避難体制等の構築や平常時の見守り体制づくり等を行うことにより、地域住民誰もが安心・安全に暮らすための取組を支援します。

加えて新型コロナウイルスへの対応の教訓を生かし、今後新たな感染症等が流行した場合においても感染拡大時においてコミュニケーション方法に制約が生じた場合の情報取得等に係るきめ細かな対応や配慮等の備えを行い、障がい者が安心して避難生活を送れる環境を整備します。

また、避難所として利用される地域の公民館等のバリアフリー化を推進するとともに、避難所において障がい者が必要な物資の確保、障がい特性に応じた支援を得ることができるよう、必要な体制整備に努めます。

高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等の一般の避難所生活に困難をきたす要支援者等を対象とする福祉避難所を智頭町保健・医療・福祉総合センター「ほのぼの」に開設します。

② 災害時の情報伝達

災害発生時又は災害の発生するおそれのある場合に情報を伝達する、行政無線の整備を行いました。無線をアナログ対応からデジタル化し、各世帯にはテレビ電話機能付きの告知端末を設置することで、聴覚障がい者等の音声での情報伝達では困難を来す対象者も含め全住民に迅速に情報を伝達します。

③ 緊急通報の普及促進

聴覚障がい者・言語障がい者が火災や救急搬送が必要な場合に消防署へ即時に通報できるよう、鳥取県東部消防局が行っている「メール119番」「FAX119番」「NET119」について、ホームページや町報を利用した周知を行い、利用促進に努めます。

(2) 防犯対策の推進

①地域防犯体制の充実

犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現するため、警察と地域、障がい者団体、福祉施設、行政等との連携を図り、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。

(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

①消費者被害の啓発の推進

障がい者や高齢者等に係る消費者トラブルの未然防止や適切な解決を図るため、消費者教育・啓発の推進、消費者トラブル情報の提供を障がい者団体、消費者団体等と連携し推進に努めます。

②消費生活に関する相談

毎週水曜日に開設している消費生活相談窓口での面談による相談、電話による相談について、今後も相談体制を維持するとともに、消費生活相談窓口の普及啓発を図ります。

4 情報アクセス・コミュニケーション支援

障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、制度に関する情報や生活に関する情報等、さまざまな情報を必要な時に手に入れることのできる環境整備が重要です。

令和4年5月25日には障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律、通称 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が新たに施行されました。

この法律においては「全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができることが極めて重要である」とされ、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を実施することは国や地方公共団体の責務とされました。

それに基づき、意思疎通支援等においてアクセシビリティに配慮したICTを始めとする技術の活用等を進めていくことが必要です。また、ICT機器等の活用を進めていく一方で、障がいの状態等によりICT機器等を使用できない方や、使用に不慣れな方にもきめ細かく配慮した対応を行い、情報バリアフリー化の推進やコミュニケーション支援体制の充実を図り、障がいのある人の自立と社会参加を支援することが必要となります。

(1) 情報アクセス・コミュニケーション支援の充実

①情報バリアフリー化の推進

障がいのある人の情報の入手やコミュニケーションを支援し社会参加を促進するため、障がいのある人を対象としたICT活用に関する講習会等の推進に努めます。

また、障がいがあっても利用しやすい情報機器やソフトウェアの照会を行い、障がいのある人への情報機器の利用促進に努め、電話リレーサービス等の各種手段を用いることで情報格差の解消を図ります。

(2) 情報提供の充実等

①情報提供の充実

各種サービス情報や施設情報、イベント情報等の保健・医療・福祉に関するさまざまな情報について、誰もが手軽に入手できるようパンフレット等の配布や町のホームページ、告知端末、町報を活用した情報提供の充実に努めます。

②読書バリアフリー法に基づいた読書環境の提供

読書バリアフリー法の趣旨に基づいて、点字や音声などによるアクセシブルな書籍、資料等の充実を図るほか、フォーマルな支援として外出が困難な状況でも在宅等で読書を楽しめるサピエ図書館等インターネットを利用したサービスを利用できる環境整備を進め、インフォーマルな支援として「ちえの森ちづ図書館」図書館ボランティアが実施する対面朗読サービス等の活用も行い障がいの有無に関係なく読書を楽しめる環境の提供に努める。

(3) 意思疎通支援の充実

①手話通訳者、要約筆記者の派遣・養成事業の推進

障がいのために意思疎通を図ることに支障のある障がい者に対して、手話通訳者、要約筆記者を派遣し、障がい者のコミュニケーションを支援します。

また、聴覚障がい者等との意思疎通の支援を図るため、手話通訳者・要約筆記者養成研修を実施し、意思疎通支援を行う者の人材育成を図り、聴覚障がい者等の社会参加を推進します。

②失語者向け意思疎通支援事業の推進

聴覚障がい者のみならず、失語症等により意思疎通に支障のある障がい者に対して、失語者向け意思疎通支援員を派遣し、障がい者のコミュニケーションを支援します。

(4) 行政情報の配慮

①行政情報の提供に関する配慮

障がい者を含むすべての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組みます。

また、FAX番号の明示、誰でも見やすい資料の作成等、障がい者に配慮したきめ細やかな行政文書の作成に努めます。

(5) 手話言語条例に基づく施策の展開

①手話の普及啓発

聞こえる人のろう者及び手話に対する理解を深めるために、地域での研修会や学習会等の開催に努めます。また、手話に関する取組等の普及啓発を今後も継続して行います。

5 生活環境

障がい者が住み慣れた地域での自立した生活を送るためには、障がい者が安心して生活できる住宅の確保や建築物のバリアフリー化といった、障がい者に優しいまちづくり、誰もが住みやすいまちづくりを推進することが必要となります。

また、障がい者の社会参加を促進するためには、公共交通機関等のバリアフリー化や町が実施している移動支援事業の周知等、日常生活の移動支援を確保するための取組が必要です。

(1) 住宅の確保

①公営住宅の整備の促進

既存の公営住宅を改修する際には、バリアフリー化改修の促進に努め、障がい者が住みやすい公共賃貸住宅の供給を推進します。

②障がい者住宅改修等に対する助成

在宅の重度障がい者の日常生活を容易にし、介護を行う家族の負担軽減を図るため、日常生活用具の給付又は貸与及び手すりの取り付けや床の段差の解消等、住宅改修を助成します。

③グループホームの整備促進

自治体や関係機関と共同し、住まいの場であるグループホーム整備の推進に努めます。また、「グループホーム夜間世話人配置事業補助金」を活用し、夜間における支援を充実します。

(2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進等

①公共交通機関のバリアフリー化の推進

公共交通ターミナル、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するための普及啓発に努めます。

②移動支援の充実

共助交通「のりりん」の利用について、障がい者や高齢者向けの減免制度の周知や利用促進を図ります。

併せて、重度の障がいや視覚障がいのために一人で外出することが困難な障がい者の外出支援を行う移動支援事業や同行援護、行動援護について、今後も継続して実施します。

(3) 公共的施設等のバリアフリー化の推進

①ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備の推進

町の施設の新設・改修にあたっては、バリアフリー新法や鳥取県福祉のまちづくり条例の整備基準に基づいて、ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備の推進に努めます。

また、施設の設備については、多目的トイレやオストメイト対応トイレの整備、障がい者優先駐車スペースやハートフル駐車場の確保、エレベーター・エスカレーターの設置等の推進に努めます。

(4) 福祉のまちづくりの推進

①道路環境整備の推進

障がい者が安心して外出することができるよう、段差解消、視覚障がい者用点字ブロックの設置の推進に努めます。

また、歩道や点字ブロック上に放置されていて通行の支障となる自転車等の障害物の放置防止に向けた啓発活動を行います。

②バリアフリーマップの周知

県のホームページ上に公表されているバリアフリーマップについて、障がい者やその家族が必要なときに使用することができるよう周知します。

6 雇用・就業、経済的自立の支援

障がい者が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であり、働く意欲のある障がい者がその適正に応じて能力を十分に発揮することが重要です。一般就労を希望する者は可能な限り一般就労できるように、一般就労が困難で就労継続支援事業所等で働く者には工賃の水準が向上するように、総合的な支援を進める必要があります。

また、「障害者優先調達推進法」に基づき、町や町の関連団体での物品発注や役務の提供等にあたっては、障害福祉サービス事業所等を積極的に活用し、障がい者の経済的自立を支援します。

(1) 障がい者雇用の促進

①障がい者雇用に関する啓発・広報

ハローワーク（公共職業安定所）等の雇用関係機関と協力し、障がい者への理解と雇用拡大に関する啓発に努めるとともに、障がい者雇用に関する各種助成制度の啓発・広報に努め、周知を図ります。

また、障がい者雇用に積極的な企業見学会等の情報提供により障がい者雇用に推進するとともに、精神障がい者・発達障がい者等に対する理解を深めるための啓発・広報による雇用機会の拡大を推進します。

②法定雇用率の達成に向けた取組

法定雇用率を達成していない民間企業に対して、ハローワークや県と連携し、障がい者雇用の促進について理解・協力を求め、法定雇用率達成の促進に努めます。

(2) 総合的な就労支援

①関係機関との連携

障がい者の就労支援及び相談について、障害者就業・生活支援センター「しらはま」や相談支援センター「サマーハウス」の相談支援事業、基幹相談支援センター等を活用し、障がいのある人の働く上での困りごとや悩みなどの相談を受け付けられる体制及び適切に対応できる体制づくりを促進します。

②一般就労への移行促進

福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所の整備に努めるとともに、就労継続支援事業所のサービスの充実を図ります。

また、障害者就業センター等が提供するジョブコーチ支援制度の普及・啓発を行うとともに、ハローワークの職業適応訓練、トライアル雇用等の積極的な活用により障がいのある人の就職を促進します。

③特別支援学校卒業時における支援

特別支援学校や障害者就業・生活支援センター「しらはま」と連携し、障がい児やその保護者の希望

に沿った就労を支援します。福祉就労を希望する場合には、就労移行支援事業所又は「しらはま」のアセスメントを基に、障害福祉サービスの支給を行います。

(3) 障がい特性に応じた就労支援

①障がい者の特性に応じた支援体制の整備

障がい者一人ひとりの能力や特性に応じた就労を支援するため、障がい者のニーズを踏まえつつ、短時間労働や在宅就業等の環境整備に努めます。

また、精神障がい者に関する事業主等の理解を促進するとともに、ハローワーク等の就労支援機関や医療機関と連携を図り、精神障がい者の特性に応じた支援の充実・強化によって、精神障がい者の雇用拡大を推進します。

(4) 就労の底上げ

①障がい者就労施設等からの物品等の調達の促進

町や町関係団体が発注する物品や役務等について、就労施設等で提供できるものに関しては、優先的に就労施設への発注に取り組みます。

②就労移行支援・就労継続支援の利用促進

一般就労を希望している障がい者に対して、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援の利用を促進します。

また、就労希望があり一般就労が困難な障がい者に対して、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労継続支援の利用を促進します。

(5) 経済的自立の支援

①公的な年金・手当等の制度の周知

障がい者が地域で自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業の促進に関する取組とともに、障害基礎年金や特別障害者手当等の受給による経済的自立を支援します。

また、受給資格を有する障がい者が確実に公的な年金・手当等を受給することができるよう、制度の周知に取り組みます。

7 教育、文化・芸術活動、スポーツ

障がいの有無にかかわらず地域や学校で共に学び、支え合う教育が求められています。学校と福祉や保健、医療等の関係機関が連携を図りながら、障がい児一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな教育支援を行う必要があります。

また、障がい者の社会参加を促進するために、文化・芸術活動やスポーツに関するイベントの開催やパラリンピックや2025東京デフリンピック等の障がい者スポーツイベントの広報を行い、障がい者が活動する機会の提供や機運の醸成が必要です。

(1) 教育

①インクルーシブ教育システムの構築

障がいのある児童・生徒が障がいのない児童・生徒と共に学ぶために、障がいのある児童・生徒やその保護者のニーズに応じた多様な就学・教育相談に対応できる体制の整備を図ります。さらに、発学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADD)、高機能広汎性発達障がいなどの発達障がいある子どもについても、障がい特性に応じた適切な支援が受けられるよう支援体制の整備を進めます。

②特別支援学級の充実

障がいのある児童・生徒一人ひとりの障がいの種類や程度に応じて、能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加を促進するために、小中学校の特別支援学級での適切な教育、指導の充実を図ります。保育所、小学校、中学校と教育を重ねるうえで一貫した特別支援教育が行われるよう、それぞれの機関の情報を共有し、障がい児一人ひとりに応じた支援体制の整備に必要な関係機関との連携を強化します。

また、障がいの程度に応じた適切な教育支援が受けられるよう、特別支援教育支援員^{※24}を配置する等の支援体制の整備を図ります。また、特別支援教育に関する技能の向上を図るため、教職員の特別支援教育に関する学習会・研修会等の参加に努めます。

(2) 文化・芸術活動の推進

①文化・芸術活動の推進

「町身体障害者福祉協会」や「町手をつなぐ育成会」等の活動を支援し、身近な地域で障がい者が作品づくり等の文化・芸術的活動を行う機会を提供します。

また、障がい者と障がいのない人とが共に楽しめる場を提供するために、県内で開催する文化・芸術に関するイベントや展示会等についての広報に努めます。

②文化・芸術活動を楽しむための配慮

文化・芸術の公演等における手話通訳や要約筆記の設置に取り組み、誰もが楽しむことのできる環境整備に配慮します。また鳥取県が設置する「鳥取県立バリアフリー美術館」「あいサポート・アートセンター」や「あいサポート・アートとっとり展」等を活用し、障がい者の芸術活動を推進します。

(3) スポーツ等の推進

①スポーツ等の推進

「町身体障害者福祉協会」や「町手をつなぐ育成会」等の活動を支援し、身近な地域で障がい者がスポーツを行う機会を提供します。

また、県内で開催する障がい者スポーツ大会についての広報に努めます。大会の運営に協力してもらうボランティアの募集や障がいの有無に関係なく参加できるスポーツ大会の広報等を行い、障がい者と障がいのない人が交流できる機会の周知に努めます。

②スポーツに触れる機会の増進

鳥取県障がい者スポーツ協会が運営する「鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア」等の障がい者スポーツ施設の活用や、ボッチャ等の障がいの有無に関係なく地域の住民みんなで楽しめるパラスポーツやニュースポーツの普及等により、障がい者がスポーツに触れる機会の増進に努めます。

(4) 余暇活動の場の提供

①サロンの開設

介護保険法の改正により、市町村は住民等に参画を促進し、地域の実情に応じた多様なサービスを充実させ、地域の支えあい体制づくりの推進を目指す必要があります。現在、障がい児・者が余暇活動を行うための場が少ないため、高齢者だけでなく、障がい児・者も利用できるサロンの開設を地域へ働きかけます。

②重層的支援体制整備事業の活用

重層的支援体制整備事業を活用し、ミニデイ等高齢者向けの集いの場においても障がい者やその他の様々な立場の住民が共に関わり交流できる場を作ること为目标として、制度の垣根を超えた交流の場の創設を目指します。

第3章 第2期智頭町障がい者計画

8 あいサポート運動の推進等

障がい者が地域で自立した生活を営むためには、地域住民の理解と協力が必要不可欠です。さまざまな特性のある障がいの理解を深めるために「あいサポート運動」を推進し、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で共に暮らしていける社会をつくる必要があります。

(1) あいサポート運動の推進

① あいサポート運動の推進

地域住民を対象とした学習会等で「あいサポート研修」を実施し、地域で活躍する「あいサポーター」を育成し、障がいや障がい者の理解を深め、お互いを尊重し合える地域づくりの推進に努めます。

また、智頭町役場は平成26年6月に「あいサポート企業」として認定を受けました。職員を対象とした「あいサポート研修」を実施し、障がいの特性を理解した窓口等の配慮に努めます。

(2) 障がい及び障がい者理解の促進

① 障がい及び障がい者理解の促進

身体障がい、知的障がい、精神障がい、てんかん、高次脳機能障がい、発達障がい等の障がいの特性や必要な配慮等に関し、住民に対する正しい知識の普及・啓発を推進します。

また、障がい者が利用する視覚障がい者誘導用ブロックや身体障がい者補助犬、ハートフル駐車場等に対する理解を促進し、その円滑な利活用に必要な配慮等について周知を図ります。

9 差別の解消及び権利擁護の推進

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成28年に「障害者差別解消法」が施行され、令和3年6月には「障害者差別解消法改正法」が公布されました（令和6年4月1日施行予定）。また、障がい者の権利に関する国際的な動きとして、令和4年には国際連合から「障害者の権利に関する条約に基づく日本の取組に対する国際連合勧告」が出され、障がい者の権利擁護について強く求められているところです。障がい者の差別の解消や権利擁護を図るためには、町報やホームページ等による啓発・広報を充実させること、障がいや障がい者に対する正しい知識の普及と理解の促進が必要となります。

また、障がい者に対する虐待は、その尊厳を害するものであることから、障がい者の権利擁護を図るため、「障害者虐待防止法」に基づいた障がい者虐待の防止等に取り組む必要があります。

(1) 障がいを理由とする差別解消の推進

①障がい者差別解消への取組の充実

障がい者が障がいを理由として差別を受けたり、障がいへの配慮がないために暮らしにくさを感じたりすることがないように、啓発・広報活動を行うとともに、「あいサポート運動」の推進により、障がいや障がい者への正しい理解と認識を深め、お互いの人権を尊重し合える地域づくりを推進します。

また、「障害者週間」（12月3日～12月9日）の期間中、啓発・広報活動の推進に努めます。

②障害者差別解消法の改正に向けた取組

令和3年6月に公布され令和6年4月1日に施行予定の障害者差別解消法の改正により、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されること等、法の趣旨・目的等に関する効果的な啓発・広報活動、相談・紛争の防止又は解決を図るための体制の整備等に取り組めます。

また、国の基本方針に基づき、障がいを理由とする差別の解消に向けた具体的な取組を検討します。

③改正障害者雇用促進法の施行に向けた取組

雇用分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が新たに規定された改正障害者雇用促進法（平成28年4月施行）に基づき、障がい者と障がいでない者との均等な雇用機会及び待遇の確保並びに就職を希望する障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう支援します。

第3章 第2期智頭町障がい者計画

(2) 権利擁護の推進

①障がい者虐待防止への取組の推進

障害者虐待防止法に基づき、町に設置している「智頭町虐待防止センター」において、障がい者虐待の未然防止、早期発見・早期解決を図るための取組を進め、障がい者の権利擁護を図るとともに、養護者への支援を行います。

また、障害福祉サービス事業所や地域の民生児童委員等の支援者への虐待の予防、早期発見等について理解を深めるための研修会等を実施するなどの啓発活動を積極的に行います。

②成年後見制度の適切な利用促進

障がい者が財産管理や在宅サービスの利用等で判断能力の不足等により、自己に不利な契約を結ぶことがないよう、障がい者本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定支援を始めとする成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を推進します。申立人がいないなど、制度の利用が困難な障がい者については、町長が家庭裁判所に対して後見人の選任を求めて申し立てを行い、障がい者の権利擁護を図ります。

また、成年後見制度法人後見事業を行う「智頭町社会福祉協議会」とも連携を図り、成年後見制度の適切な利用を促進します。